

2022年3月23日

各位

三井住友信託銀行株式会社

認知症バリアフリー宣言の実施について

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:大山 一也、以下「当社」)は、このたび日本認知症官民協議会(※)が開始した「認知症バリアフリー宣言制度」に基づき、認知症バリアフリー宣言を実施いたしましたのでお知らせいたします。

(※)認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる「認知症バリアフリー社会」の実現を目指し、2019年4月22日に、約100余の業界団体や関係省庁等の参加により設立された協議会です。

「認知症バリアフリー宣言」は、認知症バリアフリーに向けた取組を行おうとしている企業・団体等が、自らWeb等で「認知症バリアフリー宣言企業」として宣言を行うことを通じて、認知症のご本人やそのご家族の方々にとって安心して店舗やサービス・商品を利用できる環境の整備などに努めるとともに、認知症バリアフリー社会の実現に向けた機運を醸成することを目的とするものです。

超高齢社会の進展を背景に、高齢化に伴い社会構造が大きく変化する中、金融機関各社には金融包摂の実現が求められています。当社を中核子会社とする三井住友トラスト・グループは、中期経営計画において「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に掲げ、「信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる」をパーパス(存在意義)として定義しており、我が国の高齢者の皆さまが、自らの意思に基づき、安心して幸福に人生を過ごすことができる豊かな高齢社会が実現できるよう、日本認知症官民協議会が新設する認知症バリアフリー宣言制度の趣旨に賛同し、本宣言を実施したものです。

認知症高齢者が増える超高齢社会の中、当社は、認知症を発症したとしても、ご本人やそのご家族の方が安心して暮らせるよう、信託を中心に多彩な商品ラインアップをご用意し、人生100年時代におけるお客さまのベストパートナーを目指してまいります。

なお、当社の認知症バリアフリー宣言につきましては、以下の認知症バリアフリー宣言ポータルにてご確認いただけます。

URL:<https://ninchisho-barrierfree.jp/search/detail/19/>



以上